

## 福井県報

号外第33号  
令和6年  
4月30日(火)  
火曜日発行

## 公 告

— 目 次 —

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る公募型プロポーザルの実施  
(教育政策課).....1

## 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る公募型プロポーザルを実施する  
で、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82  
号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年4月30日

福井県知事 杉本 達治

## 1 企画提案書の提出を求める事項

## (1) 業務名

県立学校等情報ネットワークシステム調達

## (2) 履行期間

契約締結日から令和12年3月31日（日）まで

## (3) 業務内容

「県立学校等情報ネットワークシステム推進事業仕様書」のとおり

## 2 企画提案書を提出できる者の要件

企画提案書を提出することができる者は、一の個人もしくは法人または共同企業体であつて、それぞれ福井県立学校等情報ネットワーク推進事業に関する審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を受ける資格（以下「受審資格」という。）に関し、次に掲げる事項について県の認定を受けた者とする。

## (1) 個人または法人

1. 福井県財務規則（昭和39年4月1日福井県規則第11号）第146条の規定により知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること。

2. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

3. 受審資格認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

4. 受審資格認定の日において、会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

5. 福井県に事務所または事業所を有する者にあつては、全ての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。

6. 次の(ア)から(オ)までのいずれにも該当しない者であること。

(ア) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

(イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定

する暴力団をいう。以下同じ。) または暴力団員が経営に実質的に関与している者

(ウ) 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者  
(エ) 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

(カ) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者  
(2) 共同企業体

1. (1)の1から5までおよび6に掲げる要件の全てを満たす個人または法人により自主的に結成されたものであり、共同企業体を構成する者(以下「構成員」という。)で次に掲げる事項を定めた協定書を締結していること。

- (ア) 共同企業体の目的
- (イ) 共同企業体の名称
- (ウ) 構成員の名称および所在地
- (エ) 代表構成員の名称および権限
- (オ) 構成員の出資割合
- (カ) 各構成員の責任
- (キ) 利益金および欠損金の配当ならびに負担の割合
- (ク) 取引金融機関の名称
- (ケ) 業務期間中における構成員の脱退に関する措置
- (コ) 業務期間中における構成員の破産、会社更生、民事再生手続または解散に対する措置

(サ) 共同企業体解散後の契約不適合責任  
なお、本件契約締結後に、共同企業体の協定書の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ本県と協議すること。

2. 共同企業体の出資比率が最大の者が代表者であること。ただし、出資比率が最大の者が複数ある場合は、いずれかの者が代表者となること。  
3. 全ての構成員が、本県提案に参加する他の共同企業体の構成員となっていないこと。

4. 3に定めるところにより受審資格認定申請書等を提出し、本件提案に係る受審資格を有することについて本県知事から確認を受けていること。

(3) 提案するサービスは、以下に掲げるセキュリティ認証を最低1つ以上取得していること。

- ・ 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) への登録
- ・ ISO/IEC 27017 認証

(4) 提案する者(共同企業体の場合は代表構成員)は、以下に掲げるセキュリティ認証

を最低1つ以上取得していること。

- ・ ISO/IEC 27001 認証
- ・ プライバシーマークまたはISO/IEC 27018 認証
- ・ SOCC2 (Service Organization Control 2) Type 2 の取得、SOCC2 報告書の受領

3 受審資格の認定の申請手続等  
企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり申請し、受審資格の認定を受けなければならぬ。

(ア) 提出書類および部数

(1) 受審資格認定申請書(様式1) 他、必要書類 1部

(2) 企画提案に関する資料

1. 企画提案書 15部

2. ①の電子データ(PDF等の汎用的なフォーマットで作成されたもの)を収録した電子媒体 1部

(イ) 提出方法

持参または配達証明付き郵便によること。

(ウ) 提出期限

受審資格認定申請に関する資料

令和6年5月13日(月) 17時00分まで(必着)

企画提案に関する資料

令和6年6月11日(火) 12時00分まで(必着)

※提出された後の資料の変更、差し替えおよび再提出を行う場合は、理由書と併せて前後対照表を提出し、認められた場合のみ可とする。

(エ) 提出先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県教育庁教育政策課 学校施設整備グループ

4 質問の受付および回答

(1) 本委託業務の入札参加資格審査に関する質問事項については、令和6年5月7日(火) 12時00分までに電子メールで文章(様式3)を提出すること。

(提出先: kyousei@pref.fukui.lg.jp)

(2) 質問に対する回答は、令和6年5月9日(木) 17時00分までに電子メールにより回答する。

(3) 本委託業務に関する質問事項については、令和6年5月20日(月) 12時00分までに電子メールで文章(様式4)を提出すること。

(提出先: kyousei@pref.fukui.lg.jp)

(4) 質問に対する回答は、令和6年5月24日(金) 17時00分までに電子メールに

より、すべての受審資格認定者（受審資格認定申請者）に対して一斉に行う。

5 受審資格の認定結果の通知

認定結果については、令和6年5月15日（水）に受審資格認定申請書を提出した者に書面で通知を送送する。

6 契約先候補者の選定方法および選定結果の通知

- (1) 契約先候補者の選定は、提出された企画提案書を審査委員会において審査し、契約先候補者を選定する。
- (2) 審査基準および審査方法は、別添「県立学校等情報ネットワークシステム推進事業に係る提案審査要領」とおりとする。
- (3) 審査結果については、企画提案書を提出した者に書面で通知する。
- (4) 採用となった企画提案書については、協議の上、変更する場合がある。

7 その他

- (1) 必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた資料は一切受け付けない。
- (2) 提出された後の資料の変更、差し替えおよび再提出を行う場合は、理由書と併せて前後対照表を提出し、認められた場合のみ可とする。
- (3) 企画提案に関する経費は全額提案者負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は返却しない。

8 Summary

(1) Subject matter

The Proposals for Fukui prefecture School information base for employment

(2) Time-limit for the submission of proposals

0:00P.M.11th June 2024

(3) Contact point for the notice

Education Policy Division, Board of Education, Fukui Prefectural Government, 3-17-1, Ohre, Fukui city, Fukui Prefecture, 910-8580, Japan. (E-mail: kyousei@pref.fukui.lg.jp)

令和六年四月三十日発

行

発行人

〒九一〇―八五八〇

福井県福井市大手三丁目十七番一号

福井県